様式第10号の2（第14条の２関係）（第２面）

注　意

1　□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記載する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記載し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。

3　記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。

この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、１文字として取り扱い（例：ガ→カ゛、パ→ハ゜）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用すること。

4　１欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、変更後の個人番号（マイナンバー）を記載すること。

5　３欄には、雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。なお、被保険者番号が16桁（２段／上６桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の枠を空枠とすること。

6　４欄には、氏名をカタカナで記載し、姓と名の間は１枠空けること。

7　５欄には、該当するものの番号を記載すること。

8　６欄には、元号の該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が１桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「０」を付加して２桁で記載すること。

（例：平成28年１月１日→ 4 ー 2 8 0 1 0 1 ）

9　事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事業所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。

10　事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

事業主の方へのお願い

被保険者の方から個人番号（マイナンバー）を取得する際は、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②正しい番号の持ち主であることの確認（身元確認）を必ず行ってください。

様式第三十三号の三（第二面）注意2中「(できるだけ事業主を通じて)」を「事業主を経由して」に改め、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出してください」の下に「。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます」を加え、「、できるだけ事業主が」を削り、同様式注意10中「事業主に代わって」を「事業主の委託を受けて」に、「当該事業主の提出代行者」を「当該事業主から委託を受けた者」に改め、「ことができる」及び「被保険者に代わって」を削り、「当該事業主が当該被保険者の提出代行者」を「被保険者本人の申請」に改める。

様式第三十三号の三の二注意1中「(できるだけ事業主を通じて)」を「事業主を経由して」に、「提出してください。また」を「提出してください。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。また」に改め、同様式注意12中「事業主に代わって」を「事業主の委託を受けて」に、「当該事業主の提出代行者」を「当該事業主から委託を受けた者」に改め、「ことができる」及び「被保険者に代わって」を削り、「当該事業主が当該被保険者の提出代行者」を「被保険者本人の申請」に改める。

様式第三十三号の五（第二面）注意2中「(できるだけ事業主の方を通じて)」を「事業主を経由して」に改め、「提出してください」の下に「。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます」を加え、同様式注意3中「被保険者に代わって事業主の方が行うこととされている」を「事業主を経由して行う」に改め、同様式注意13中「事業主に代わって」を「事業主の委託を受けて」に、「当該事業主の提出代行者」を「当該事業主から委託を受けた者」に改め、「ことができる」及び「被保険者に代わって」を削り、「当該事業主が当該被保険者の提出代行者」を「被保険者本人の申請」に改める。

様式第三十三号の五の二（第二面）注意1(1)中「(できるだけ事業主を通じて)」を「事業主を経由して」に改め、「提出してください」の下に「。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます」を加え、同様式注意10中「事業主に代わって」を「事業主の委託を受けて」に、「当該事業主の提出代行者」を「当該事業主から委託を受けた者」に改め、「ことができる」及び「被保険者に代わって」を削り、「当該事業主が当該被保険者の提出代行者」を「被保険者本人の申請」に改める。

様式第三十三号の六（第二面）注意1中「できるだけ事業主を通じて」を「事業主を経由して」に改め、「提出してください」の下に「。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます」を加え、同様式注意8中「事業主に代わって」を「事業主の委託を受けて」に、「当該事業主の提出代行者」を「当該事業主から委託を受けた者」に改め、「ことのできる」及び「被保険者に代わって」を削り、「当該事業主が当該被保険者の提出代行者」を「被保険者本人の申請」に改め、「ことができる」を削る。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「同令第十四条の二第一項」を「同令第十四条の二の個人番号変更届」、「同令第十四条の三第一項」に改める。

別表第十二号中「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の個人番号の変更の届出」、「第十四条の三第一項」に改め、「(第百一条の八の規定により事業主が行う場合を含む。)」を削り、「第百一条の五第五項」を「第百一条の五第六項」に改め、「(第百一条の十五において準用する第百一条の八の規定により事業主が行う場合を含む。)」及び「(第百二条において準用する第百一条の八の規定により事業主が行う場合を含む。)」を削る。